（前のページより続き）

○貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令（**同**一四）　三七

○航空法施行規則の一部を改正する省令（**同**一五）

○自然環境保全法施行規則及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**環境**一一）

〔規　則〕

○人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部を改正する人事院規則（**人事院**一六―三―四〇）　三七

〔告　示〕

○復興庁が必要な予算を一括して要求し、確保する事業及び復興庁が実施に関する計画を定める事業を定める件の一部を改正する件（**復興庁**五一）　三七

○平成二十三年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要を公表する件（**総務**一五一）　三六

○地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件（**同**一五二）　三六

○地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方団体関係団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件（**同**一五三）　三六

○地方公務員等共済組合法第百十三条第三項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件の一部を改正する件（**同**一五四）　三六

○地方公務員等共済組合法第百十三条第三項等の規定により地方公共団体が負担する地方団体関係団体の職員に係る費用に関する件の一部を改正する件（**同**一五五）

○租税特別措置法第四十四条の五第一項の規定の適用を受ける減価償却資産を定める件等を廃止する件（**同**一五六）

○外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令第三条第一項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（**同**一五七）

○地方公務員災害補償法第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則第三条第四項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（**同**一五八）

○地方公務員災害補償法第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件の一部を改正する件（**同**一五九）

○地方公務員災害補償法第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の二第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（**同**一六〇）　四〇

○地方公務員等共済組合法附則第十四条の四第一項の規定により総務大臣が定める基準を定める件（**同**一六一）　四〇

○地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件の一部を改正する件（**同**一六二）

○地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の二の四第二項の規定により総務大臣が定める率を定める件（**同**一六三）

○平成二十四年発生災害に係る小災害債の対象となる地方公共団体について指定する件（**同**一六四）

○日本赤十字社が募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する件（**財務**八九）　四一

○寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件（**同**九〇）

○個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法第二十八条第一項第五号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第六号に掲げる負担金に係る公益法人等及び基金を指定する件の一部を改正する件（**同**九一）　四一

○所得税及び収益事業から生じた所得以外の所得に対する法人税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件（**同**九二）　四一

○株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の四第一項の額の計算に関する省令第三条第一項の規定に基づき、必要となる資本の額の計算方法の一部を改正する件（**同**九三）

○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（**同**九四）　四二

○放射性医薬品基準を定める件（**厚生労働**八三）　四二

○復旧の目的としないこととした公共施設のうち河川、道路、上水道及び下水道について支払うべき金額の算定基準を定める省令第三条において準用する第二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める額を廃止する件（**同**八四）　四二

○福祉分野における個人情報保護に関するガイドラインを定める件（**同**八五）　四二

○食鳥肉販売業の振興指針の全部を改正する件（**同**八六）　四三

○雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号イ⑵の厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（**同**八七）　四三